

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	筒井地区 (筒井町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

筒井町集落は4つの垣内からなる規模の大きな集落で、そのほとんどが専業農家であった。以前はスイカや露地イチゴの栽培に加えて、水稻栽培の盛んな集落であったが、農業者の高齢化にともない、後継者は水稻栽培の兼業農家となり、現在では専業農家は数戸で増える傾向には無い。伝統野菜であるレンコンの栽培については少数ではあるものの、栽培が継続されている。また、筒井町は市街化区域と農業振興地域が入り組んだ区域で、現在では6割以上の農家で後継者がおらず、農業者の高齢化が進んでいる。今後、集落内の農地を担う農業者を集落内外から確保していく事が早急な課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

兼業農家が大部分を占めるという地域の実情から、水稻栽培を中心として集落内の農地を耕作していく。また、古くからこの地域では水田を利用したレンコンの栽培が行われており、栽培技術を後継者に継承しつつ、栽培を継続してゆく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の適正利用を担う営農組織を検討し、分散ほ場の解消、担い手への農地集積・集約化を図り、耕作放棄地の発生を防止するために適正な農地管理を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構の周知を進め、農地中間管理制度への理解をが得られるよう努める。担い手への農地を集積・集約を促進するため、機構を積極的に活用する。今後、耕作されなくなった農地については機構に順次登録してゆき、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
分散している農地を集積・集約化することにより大区画化を図り、農道、用排水路の保全を行い営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の農業を担う農業者を集落内外から育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

耕作放棄地の発生を防止するため、集落として適正な農地管理に取り組む。